

〒060-4567

北海道〇〇市1丁目1番1号

〇〇介護事業所

〇〇 太郎

様

介護報酬、主治医意見書料の支払のある事業所の住所が表示されます。表示されている住所・事業所名が間違っている場合は、国保連合会まで連絡して下さい。

介護給付費等支払決定額通知書

令和3年5月 審査分として下記金額を支払決定し
右記銀行に送金しますので通知致します。

事業所番号	0170000000
-------	------------

金額	1,000,000
----	-----------

事業所番号と月末に振込まれる金額、振込み銀行名が表示されます。

介護保険銀行

本店

令和3年6月30日

北海道国民健康保険団体連合会

上記振込み金額の内訳が表示されます。

振込金額内訳

介護給付費支払額	1,000,000
主治医意見書作成料	0
消費税	0
認定調査委託料	0
消費税	0
介護予防・日常生活支援総合事業費支払額	0
電子証明書発行手数料（消費税を含む）	0
介護給付費等合計	1,000,000

■電子証明書発行手数料の相殺について

1. 電子証明書発行手数料の相殺対象

事業所へ支払われる以下の4種類のうち、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業の2種類が電子証明書発行手数料と相殺対象となる。

NO	金額の種類	電子証明書発行手数料の相殺対象
1	介護給付費	対象
2	介護予防・日常生活支援総合事業	対象
3	主治医意見書作成料（消費税を含む）	対象外
4	認定調査費委託料（消費税を含む）	対象外

2. 電子証明書発行手数料相殺額の算出と算出例

電子証明書発行手数料の当月相殺額は、相殺対象である「介護給付費」及び「介護予防・日常生活支援総合事業」の合計金額により決定する。算出する方法と算出例を以下に示す。なお、本例では証明書発行手数料を13,200円とする。

(1) 「電子証明書発行手数料」 ≤ 「介護給付費」 の場合

以下の相殺イメージのとおり、電子証明書発行手数料を全額相殺する。

NO	金額の種類	金額	備考
1	介護給付費	100,000円	100,000円－13,200円で相殺が可能のため、相殺額は13,200円とする。
2	介護予防・日常生活支援総合事業	0円	
3	電子証明書発行手数料	－13,200円	
	事業所支払額合計	86,800円	

(2) 「電子証明書発行手数料」 ≤ 「介護給付費」 + 「介護予防・日常生活支援総合事業」 の場合

以下の相殺イメージのとおり、電子証明書発行手数料を全額相殺する。

NO	金額の種類	金額	備考
1	介護給付費	10,000円	(10,000円+20,000円)－13,200円で相殺が可能のため、相殺額は13,200円とする。
2	介護予防・日常生活支援総合事業	20,000円	
3	電子証明書発行手数料	－13,200円	
	事業所支払額合計	16,800円	

(3) 「電子証明書発行手数料」 > 「介護給付費」

以下の相殺イメージのとおり、「介護給付費」 + 「介護予防・日常生活支援総合事業」の全額を当月相殺額とし、残りを翌月以降に相殺する。

NO	金額の種類	金額	備考
1	介護給付費	7,000円	(7,000円+3,000円)－13,200円でマイナスがあるため、10,000円を相殺額として、残りの3,200円を翌月に繰り越す。
2	介護予防・日常生活支援総合事業	3,000円	
3	電子証明書発行手数料	－13,200円	
	事業所支払額合計	0円	

(4) 「介護給付費」 + 「介護予防・日常生活支援総合事業」 ≤ 0円の場合

支払がないため、翌月相殺額はなし（0円）となり、翌月以降に相殺する。